



### 「原発を並べて自衛戦争はできない」を読んで

表題の論文は、原発技術者として 35 年の経験を有する山田太郎氏（本名：小倉志郎）が、4 年前にリプリーザ誌 No. 3（2007 年夏号）に寄稿したものである。このテーマは、まさに東日本大震災による東京電力福島第一発電所の原発事故を予言したものである。そこで、その中から肝心の部分を要約して紹介することにしたい。

**はじめに** このごろ、新聞やテレビなどのマスメディアでは「憲法改正すべきか否か」あるいは「第九条は今ままでいいのか否か」などという議論で賑やかである。実はこのような憲法論議には、私たちの国に原子力発電所（以下、原発）があることが大いに関係しているのだが、その点に触れた議論はほとんどない。そこで原発があるとどういふ問題があるのか、それが憲法論議とどうかかわってくるのだろうか。原発の問題は常に「重大な事故が起きるかどうか」ということであり、それを検討する前提は「世の中が平和である」ことである。戦争になったら、原発にはどんな問題が生じるのだろうか。この問題を論じることが第一の目標である。

**原発の特徴** 原発は、ウランウムを主成分とする核燃料を原子炉に入れて核分裂連鎖反応（以下、核反応）を起こさせ、その際に発生する熱を使って水を加熱する。その核反応によって多種多様な放射能をもつ物質が生じる。原発で最も危険なのは、原子炉内部で核反応をした使用済核燃料なのである。原子炉の外部に取り出された使用済燃料だけでも、それが破壊されて、その中に溜まった膨大な放射性物質が、万一環境に放出された場合の危険性は言葉で表現することが至難なくらい大きい（このことは、今回の福島第一原発の事態で明らかになった）。

#### 平和の下での原発の安全性

1. 地震に対する安全性（耐震指針）。
2. 単一故障に対する安全性（工学的安全システム）…普段は待機して、異常事態にのみ使うたくさんの補助システムを付属設備として備える。
3. 過渡現象に対する安全性…例えば、発電機の負荷が急になくなった場合、原子炉を急速にストップさせる備え。
4. 発電所を運転するのに必要な電源の喪失に対する安全性…非常用電源設備。

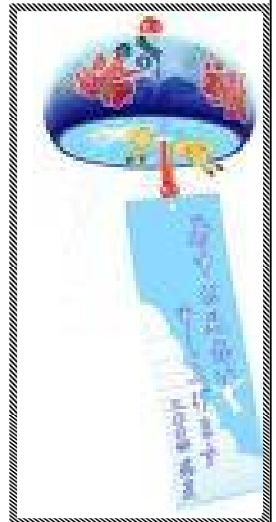
そこで、平和という前提条件が崩れた場合、原発にどういふ問題があるのだろうか。

**武力攻撃は設計条件に入っていない** 原発の場合、原子炉内にある核燃料は、核反応が止まっても放射線を出すとともに大きな発熱をする。その発生する熱を水で冷却してやらねば、核燃料の温度は上がり続け、最後には燃料被覆管が融けて破れ炉心が崩壊するという事態になる。この時に原子炉内に残る水が水蒸気爆発をすれば原子炉の破裂という事態になりかねない。仮に武力攻撃を受けたら、ほぼ確実に原子炉の冷却ができなくなる。即ち、原子炉の安全は保てない。また、使用済み核燃料が全国の原発から集まる六ヶ所村の再処理施設は、武力攻撃に対してははるかに危険な存在になる。

**憲法論議との関係** 憲法を「改正」すべきと主張する人々は、日本をミサイル攻撃する可能性のある北朝鮮のような国があるから正規の自衛軍を保持すべきであり、憲法第九条を書き換えてそう明記すべきである、という。そういう主張をする人々は、原発に対する武力攻撃があることを覚悟し、具体的にどんな防護策があるのかを提示すべきである。平和の下でなければ原発が安全を保てないことは、原発の原理的・構造的な宿命なのである。したがって、国際紛争の解決手段として軍備を持たずに、平和的な手段で国際紛争を解決する努力をするのが国家滅亡を避けるための、最も現実的な手段なのである。これは既に、日本国憲法（特にその前文と第九条）に書いてあることなのである。

**おわりに** 最後にこれらをまとめれば、A：原発に対する武力攻撃には、軍事力などでは護れないこと。従って日本の海岸に並んだ多数の原発は、仮想敵（国）が引き金を握った核兵器であること。B：一たび原発が武力攻撃を受けたら、日本の土地は永久的に人が住めない土地になり、再び人が住めるように戻す可能性がないこと、である。

以上が、この論文の大意であるが、当会では 11 月 3 日（文化の日）の設立 3 周年記念のつどいに、著者小倉志郎氏の講演を予定している。多数の方の参加を望むところである。（代田 5 丁目・野間口 至）



～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、  
「日本国憲法第 9 条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～

## アフリカのジブチに自衛隊の「海外拠点」(≒基地)！！

6月3日の朝、朝日新聞朝刊を読んで驚いた。「自衛隊、初の本格的な海外拠点ジブチに哨戒機の施設」とある。「拠点」とは、自衛隊にとっての「軍事基地」ではないのか。それを「海外」に作って、かつ、「哨戒機」(軍用機)を常駐させること。7月8日付朝日新聞では、開所式の記事が掲載されている。

そう思って、主に、インターネットで情報を集めてみた。

まず、自衛隊。統合幕僚監部のHP(ホームページ)に、2009年以降、ソマリア沖の海賊対策で派遣している部隊の運用に関する記述がある。6月1日「ジブチ共和国における新活動拠点の運用開始について」とあり、「拠点」の前での様子が写真入りで報じられている。この「拠点」を使用する「航空隊」は第7次まで、また「水上部隊」は第9次まで派遣されている。

(<http://www.mod.go.jp/jso/Activity/Anti-piracy/anti-piracy.htm>)

国会での動きは？ 衆議院のHP。2010年10月25日に日本共産党・赤嶺政賢議員の「自衛隊のソマリア沖海賊対処「新活動拠点」に関する質問主意書」が出され、11月2日に民主党・菅内閣から「答弁書」が出されていることは確認できた。質問主意書は、「まさに「基地」と言うべきものである。自衛隊が戦後初めて、海外に恒久基地を持つ可能性があり、憲法に関わる重大問題」と指摘し、内容を質問したものである。

([http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/176089.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/176089.htm))

もう一度、朝日の記事に戻ってみると、「ジブチに開設」したとある。なぜ、ジブチなのか？ 2009年4月3日付で、時の自民党政権・中曽根外相が、ジブチ国との間で、「交換公文」をかわし「施設」の建設について合意していることが分かった。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/djibouti.html>)

また、「建設費は約47億円。活動の長期化を見越して、駐機場や格納庫、隊舎など恒久的な施設を整備した」。いったいどんな施設だろうか？ 「本格的な軍事基地」施設としか思えない。

ところで、米国ではどう見られているのだろうか？ 2011年1月13日付で、アメリカ・議会の調査部門が発表した「日米関係：議会にとっての問題点」(RL33436)の中に、「アデン湾における日本の対海賊行動」という節がある。「日本の、自衛隊(SDF)として知られている軍隊は、2009年3月以来アデン湾での対海賊行動に従事している。約400人の水上部隊と陸上要員はジブチに駐在し、現在はジブチ空港の近くにある米軍の広大な基地、キャンプ・レモニエに宿泊している。2010年4月、日本政府は軍隊のための海外基地を効果的に確立するために、ジブチに4千万ドルで、自前の基地を作る計画を発表した。これは、第2次世界大戦後、初めての日本の外国基地であるが、一般的に平和主義者である日本の公衆からの反対運動はほとんど生じていない」(仮訳)。

([http://assets.opencrs.com/rpts/RL33436\\_20110113.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/RL33436_20110113.pdf))

いくつかの疑問点。

1. 憲法の規定上、自衛隊は、「海外」に「恒久的な」「拠点」(基地)をもてるのだろうか。
2. 派遣されている自衛隊員(軍人)の地位はどうなっているのか
3. 「拠点」建設の費用は、一般の防衛省予算で処理できるのか。

自衛隊については、東日本大震災復旧活動への参加、など表の活動は報じられるが、外国に駐留していく事態はあまり取り上げられていない。危険な事態だと思うのだが。

(代田2丁目・伊東 宏)



### 集会等の紹介

7月30日(土) 13:00/15:00/17:00 と 31日(日) 13:00/15:00

映画「銀の鈴」～対馬丸から、今を生きる君たちへ～

主催：劇団ARK 電話：090-8823-9646 料金：1000円

会場：松濤アクターズギムナジウム B1「OMEGA TOKYO」(杉並区上荻2-4-12)

8月7日(日) 午後1:30～ 終戦記念日によせて

映画「ハーツ・アンド・マインズ」(ベトナム戦争の真実)をめぐって

主催：代田・九条の会 資料代：300円

会場：代沢地区会館(世田谷区代沢5-8-19 電話：03-3413-4448)

5月の集いで集まった東日本大震災の募金は、9262円でした。会として、1万円を、釜石・大槌九条の会に送りました。お礼の電話を受けました。ご協力ありがとうございました。

お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。

### 日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。